

地下の正倉院展——長屋王家木簡の世界

展示期間 I 一〇月二一日(火)——一月三日(月)

II 一一月五日(水)——一月一六日(日)

III 一一月一八日(火)——一月三〇日(日)

a長屋王とその家族

8 吉備内親王への米支給の伝票木簡3

『平城京木簡』一、二四〇号木簡。以下、京1-240のように略記)

(表)○内親王御所進米一升

(裏)○受 小長谷吉備
十月十四日 書吏

長さ一四六■・幅二二■・厚さ三■ ○一一型式

吉備内親王に米を進めたことを示す木簡。内親王は、長屋王の正妻

七一年(靈龜一)に即位した女帝元正天皇(氷高内親王)や、

聖武天皇の父の文武天皇の姉妹にあたる。一升は今の約四合(○
・七二リットル)。米約六〇〇グラム。

山方(やまがた) (形) 王子に米を進めたことを示す木簡。山方王子は、木簡には「王子」「皇子」とみえるが、長屋王の妹の山形女王のこと。吉備内親王らが「御所」「御許」と表記され邸宅内の居住が推測されるのに対し、山形女王は「宮」と表記される例があることから、長屋王に依存しつつも、邸宅外に独立した住まいをもつていた可能性がある。穎稻は稲穂に付いたままのイネのことで、普通は束・把で数える。しかし、伝票木簡にみえる穎(稻)米はすべて「升」を単位としている。「升」は今の約八合(一・四リットル)、米約一・二キログラム。受取人名の「余女」は、表裏に分かれるのを気にせずに記されている。

10 長屋王の子女の愛玩用の犬の工サを支給する伝票木簡

(京2-1844)

9 山方女王への米支給の伝票木簡

『平城宮発掘調査出土木簡概報』
以下、城21-15上(112)のように略記)

21-15上(112) 21-15頁上段(112)。

(表)山方王子進穎稻米二升受余 0
(裏)女 七日若麻呂

0

長さ一八■・幅二二■・厚さ三■ ○一一型式

若翁(わかおきな)は、王族の年少の子女を指す尊称。『隋書』倭国伝の「利和歌弥多弗利」も同義で、のちに「わかんどおり」(『源氏物語』1842)となる言葉であろう。太若翁の犬への伝票木簡があり(京2-1843)、しかも受取人の小白が共通であることから、この木簡

の若翁も長屋王の子の太若翁であろう。一升は今の約四合（〇・七二リットル）。米約六〇〇グラム。

11

石川王への米支給の伝票木簡
（京2-1853）
石川王 米一升 受日下部古 八月十二日甥万呂〇
長さ二六四■・幅二五■・厚さ二■ ○一一型式

石川王は、長屋王家木簡にはこの一点のみにしかみえないが、七二六年（神龜三）正月に従四位下に初叙され、七三七年（天平十九）に宮内卿に任じられた人物であろう。長屋王の子とする説もある。一升は今の約四合（〇・七二リットル）。米約六〇〇グラム。

12

石川夫人に米か粟を進上するようにという長屋王の命令を伝える
木簡
（城21-14下（104））
長さ二三八■・幅二三■・厚さ三■ ○一一型式

（表）勅旨 石川夫人 糜 阿礼 粟 阿礼
(裏) 一々物今二斗進 内東人

長さ二三八■・幅二三■・厚さ三■ ○一一型式

27 伊豆国造への米支給の伝票木簡

（城21-18上（158））

（表）伊豆国造米一升従半升 受皆万呂〇
(裏) 十一月廿日 「廣嶋」

0

長さ一八八■・幅二二■・厚さ二■ ○一一型式

石川夫人は、石川氏（蘇我氏の一族）出身の妻。長屋王家木簡には、石川大刀自ともみえる。『本朝皇胤紹運録』によると、長屋王の変で自死した桑田王の母に石川忠丸の女がみえ、この人物であろう。勅旨は本来は天皇の命令をいうが、ここでは邸宅の主人長屋王の命令を指す。「糜」はもち米のこと。「一々物」はいづれか一つの意味。二斗は今の約八升（一四・四リットル）、米約一二キログラム。

木簡の孔
木簡には、孔があけられたものが二種類あります。一つは、伝票木簡のように、上端または下端近くに表裏方向にあけられた孔をもつものです。これは束ねて保管するための紐通しの孔です。多くは文字には無頓着にあけられています。上下二カ所に孔があるものもありますが、これは何度も再利用するうちに、孔が壊れたため、反対の端に再度孔をあけたのでしょう。手紙の木簡もこうした孔がみられるものがあります。

もう一つは、木簡の側面に左右の方向にあけられた孔をもつものです。これは勤務管理・評定の木簡に特有の形態で、木簡を並べて管理するための紐通しの孔です。元々は一センチ近い厚みをもつものとして作られ、孔が木簡の表面に出てきて使えなくなるまで、何度も削って再利用されました。勤務管理・評定の木簡として使えなくなつたあと、伝票木簡として使い続けたのが、「牛乳持参人」木簡39です。
この他木簡46は、荷札に孔がある珍しい例です。荷札を束ねて保管したとは考えられないでの、この孔の用途はよくわかりません。

b長屋王家を支える人々

（表）伊豆国造米一升従半升 受皆万呂〇
(裏) 十一月廿日 「廣嶋」

0

長さ一八八■・幅二二■・厚さ二■ ○一一型式

国造はいわゆる律令国造で、国ごとに国造になれる氏が定められ、国内の神祇祭祀を担当した。「伊豆国造」と「従」は、神祇官ト部として活動した伊豆国造伊豆島直氏とその従者（国造直丁）で、毎月晦日に行われた祓に関わるものと考えられる。一升は今の約四合（〇・七二リットル）。米約六〇〇グラム。

28 邸内で働く従者の勤務管理の木簡2

(京1-401)

従八位上小治田朝臣五百足 年卅五 「不仕」

長屋王邸（北宮）で働く婢の縄女の名と年令を記す木簡の削屑。

長さ三〇〇mm・幅一四mm・厚さ六mm ○一五型式

邸内で働く従者（長屋王家木簡には「帳内」としてみえる）の勤務管理の木簡。木簡の上部側面に孔を開け、ここに紐を通して個人カードとして並べ替えて使う独特の形態の木簡。位階・人名・年令・本籍地を書いた個人カードに、ある年の一年間の勤務日数が後から書き込まれている。家政機関の職員や従者の勤務評定は、家政機関や従者を与えた本人（本主）が上・中・下の三段階で行うことになっており、帳内の場合、年間二〇〇日以上の出勤が評価を受けるための要件となっていた。小治田五百足は、何らかの事情でこの一年間出仕しなかつた。

29

奴婢の管理用の木簡

鳴女 年卅六 □ 箕入女

(京1-409)

長さ一六一mm・幅一九mm・厚さ四mm ○一一型式

長屋王邸（北宮）で働く奴婢の名と年令を記す木簡の一例。鳴女と箕入女との関係は不明。鳴女と箕入女は、吉備内親王や安倍大刀自など長屋王の夫人たちの身の回りの世話をしていた西宮付の婢とみられ、米の受取人にもなっている（Ⅱ期の木簡6-7）。箕入女には五歳の男子がいた。

30 婢の管理用の木簡の削屑1

(京1-851)

縄女 年卅四 □

○九一型式

31 婢の管理用の木簡の削屑2

(京1-852)

黒女 年

○九一型式

長屋王邸（北宮）で働く婢の名と年令を記す木簡の削屑。黒女は、別の木簡では三七歳とみえ、画指の木簡（人差し指の関節の位置を合わせることによって、本人の識別に用いたとみられる木簡）も見つかっている。

木簡をよむる

長屋王家木簡の削屑

木簡を使う最大の利点は、不要になつたら文字を小刀で削り取つて再利用できることにあるでしょう。木簡から削り取られたカンナ屑状（あるいは削り節状）の薄片に文字が残るものと、削屑と呼んでいます。一点点ごとの情報量は少ないけれど、木簡使用の場に密着した資料として、削屑の分析は木簡の研究に不可欠な作業です。

平城宮跡の木簡では、役人の勤務評定に関わる式部省の木簡の削屑が有名ですが、長屋王家木簡の削屑は、その点数、大きさ、残りの良さなど、他に例を見ない優品揃いの一群です。これだけの削屑が日常的な小刀による文字の修正作業から生まれたとは到底考えられません。木簡を再利用するための削り取り作業を一齊に行つた成果（まさに精華といつてもよいのです）と考えてよいでしょう。

削屑は、その形状からいつて、元来脆弱な木簡の中でも特に取り扱いの難しい遺物です。今回は、高級アルコール法で科学的に保存処理したものをお見に入れます。

築地塀を修理する職人への米支給の伝票木簡 (城21-22下 (215)
御垣塞廻三人米三升受手子十二月廿二日甥万呂 〇
長さ二二五■・幅三三■・厚さ二■ 〇一一型式)

C 長屋王と食卓

築地塀を修理する職人への米支給の伝票木簡 (城21-22下 (215)
御垣塞廻三人米三升受手子十二月廿二日甥万呂 〇
長さ二二五■・幅三三■・厚さ二■ 〇一一型式)

44 粕漬けの瓜や茄子などの漬け物の送り状 (京1-205)

進物 加須津毛瓜 加須津韓奈須比 四
醤津名我

長さ一五三■・幅三三■・厚さ四■ 〇一一型式

漬物の進上状。粕(加須)漬けと醤漬けの冬瓜(毛瓜)、醤漬けの若荷(名我)、粕漬けの茄子(韓奈須比)を進上する。多様な野菜が漬物に加工されて食されていた。なお、「醤津名我」の表記からみて、「津」一文字で「漬け」の意味を表わしているらしい。

33 車で荷物を運搬する者への米支給の伝票木簡 (城21-23下 (226))

(表) ○車借入六口米三升 受小牒
(裏) ○「十ニ□十互旦ニ」十一月廿二日廣嶋
家令
長さ一四〇■・幅二三三■・厚さ三■ 〇一一型式

45 山背の所領からの大根やチシャなどの送り状 (京1-194)

(表) 山背菌司解 進上 □ □ 知佐五束
大根四束 古自一束 右四種持人 〇
(裏) 奴稻万呂 和銅五年十一月八日国足
長さ三五〇■・幅三八■・厚さ三■ 〇三三型式

山背菌(今の大坂府河南町にあつた長屋王家の所領)からの野菜の進上状。知佐はチシャ菜である。古自は香菜(シャンツアイ、コリアンダー)をさすか。輸送には奴である稻万呂があたつた。国足は山背菌からの進上状にしばしば署名する。

車借は、中世では車を牛に牽かせた輸送業のこと。この木簡にみえる車借の実態は不明だが、長屋王邸に関わる物資を車を使つて運搬し、米の支給を受けたのだろう。一人あたりの支給量は五合で、今の約二合(〇・三六リットル)、米約三〇〇グラムに相当する。他の支給例に比べると、一人あたりの支給量はかなり少量である。裏面の天地逆に書かれた墨書きは、この木簡に再利用する前の削り残り、あるいは木簡の余白に文字の練習をしたものか。

46 周防国大島郡からの塩の荷札木簡 (京2-2185)

(表) ○周防国大島郡務理里佐伯部波都支御調塩
(裏) ○三斗
長さ一二一■・幅四四■・厚さ六■ 〇二二三型式

周防國大嶋郡（現在の山口県周防大島町）からの調として送られた塩の荷札木簡。長屋王家木簡には若狭国の中鹽は少なく、周防国の塩が圧倒的に多い。また、同じ周防国でも、大嶋郡屋代里からの木簡が最も多く、同務理里からのものがそれに次ぐ。これらは、平城宮跡内裏北外郭官衙の土坑SK八二〇出土木簡では大嶋郡美敵郷からのものが多い状況と対照的である。屋代里には長屋王の封戸（その戸の納める租の半分と、庸・調を支給する給与の一種）が設定されていた可能性が高い。

d 長屋王家の経済基盤

56 津税使から北宮に宛てた手紙の封緘木簡
「封」 北宮進上 津税使

（京1-454）

長さ三〇〇mm・幅二七mm・厚さ三mm ○四三型式

（摺津）（現在の大坂府の一部）にいた、税を扱う役人が長屋王邸（北宮）に手紙を進上した際の木簡。日本で最も物資が集まる摺津と長屋王家との密接な関係がうかがえる。「津税使」は貴族が所有する封戸などから運ばれた諸物資を難波津で扱う役人で、長屋王家から派遣された人が国司支配下の役人とは判然としない。一枚の板材を表裏一枚に剥ぎ、その間に紙の文書を挟んで機密性を高めている。このような木簡を封緘木簡と呼んでいる。

「封」の字の左上が一部横に白く抜けているのは、木簡に紐が結ばれ、その上から墨書したことを見ている。また、上欠ではあるが下端の形が全く同一で墨痕のない一点も同じ地区から出土しており、これら一枚は表裏に接続する。

木簡をよむ⑥ 宛先のある木簡と遺跡

今なら宛先のない手紙や荷札はあり得ないかも知れませんが、木簡には宛先が書かれることも多く、ことに荷札は書かないのが普通です。というのは、租税として国に納める物品の宛先は自明だからです。

ところが、長屋王家木簡には宛先のある荷札が含まれていました。

I期に展示した1の「長屋親王宮」木簡については、荷札ではなく邸内で使用したラベル説もありましたが、「冰高親王宮」宛の備中國の春米や、「右大殿」宛越前国の中鹽が見つかるに及んで、「長屋親王宮」木簡も某国の荷札とみる方がよくなりました。

ではなぜ、複数の宛先の荷札が一緒に見つかるのでしょうか？ まず右大殿（藤原不比等）宛については、不比等の同居はあり得ませんから、不比等の娘の一人が長屋王の側室であった関係で説明するしかないでしょう。一方、冰高内親王は長屋王の正妻吉備内親王の姉妹なので、彼女が七一五年に元正天皇として即位するまで、邸内に同居していた可能性もあるでしょう。荷札木簡は、宛先があつてもそれだけでは遺跡の性格を決める根拠にはならないのです。

宛先のある手紙も、すぐには出土地の性格の決め手にはなりません。差し出しに戻って棄てられる場合が多いからです。長屋王を邸宅の主と判断したのは、「長屋親王宮」木簡だけでなく、手紙の木簡や遺物を総合的に判断した結果でした。これに対して、封緘木簡は宛先で棄てられるのが普通です。北宮宛の封緘木簡56は、三条二坊の地が、「北宮」と呼ばれた動かぬ証拠となりました。

57 飯や酒の売却代金の錢の付札
（表）十一月四日店物 飯九十九筈 直九十九文 別筈 一文

（城21-29上（301））

（裏）酒五斗直五十文 別升一文
右錢一百糸九文

長さ一三八mm・幅一五mm・厚さ三mm ○三二型式

市の周辺に設けられた長屋王家の管理下にある店（販売・交易活動の拠点）で飯九九箱、酒五斗（現在の約一斗。三六リットル）を売却した際の錢一四九文の付け札。ただ、店で購入した物に付けられた札である可能性も若干残っている。

代國家では、このように毎月の勤務日数や作業状況などを上級官府に報告していた。木上は、長屋王の父高市皇子の死を悼む柿本人麻呂の挽歌（『万葉集』卷二「一九九一〇一」）にも登場する高市皇子ゆかりの長屋王家の所領で、糯米（もちあわ）や焼米・竹などを長屋王邸に提供し、馬も管理していた。

58 馬の飼育担当者への米支給の伝票木簡 (城21-21上(194))

(表) 御馬司信濃一口甲斐一口上野二口右〇

(裏) 四米四升五月二日

「受板部
黒万呂」

〇

長さ一四三三■・幅三三三■・厚さ四■ 〇一一型式

御馬司に勤める信濃・甲斐・上野出身の人々に米を支給した伝票木簡。長屋王邸に馬を管理する部署があつたことを示す。これらはいずれも古代の馬の名産地。「四米四升」は四人にあわせて米四升を支給するという意味。一人あたり一升で、今約四合（〇・七二リットル）。米六〇〇グラム。

e長屋王家木簡と日本語

66 まじない用の糸や倉の力ギの進上を命じる木簡 (京1-161)

(表) ○移政所 各兄麻呂之厭用糸十五絹布十五常
遣北御倉鑑一勾蔵鑑一塩殿鑑

|| 上 附日下道万呂

九月五日棕石角

長さ三〇四■・幅二二六■・厚さ五■ 〇一一型式

(裏) ○右糸布者若翁御物交易糸布用又米交易數記進

|| 勾右三

部

九月五日棕石角

長さ三〇四■・幅二二六■・厚さ五■ 〇一一型式

59 木上の所領に勤務する従者の勤務管理の木簡 (城21-28下(290))

(表) 木上司等十一月日数進 新田部形見
忍海安万呂 ||

|| 日廿七 夕廿一 泰廣嶌 日卅 夕廿七
日卅 夕廿六

(裏) 十一月卅日

長さ三三四■・幅二〇■・厚さ九■ 〇一一型式

糸や布について書かれた文書木簡。各兄麻呂がまじないに使う糸と布は、若翁のものを交易することによって得たものを使いよ、そして、交易した米の量を記して進上せよ、という意味と考えられる。別筆部分はこの文書木簡を受けた人物が先述の糸や布、米などを保管している蔵などの鍵について指示したものであろう。なお、各兄麻呂は、七〇一年（大宝二）に技能を活かすために僧慧耀から国によつて還俗させられた鰯惠麻呂のこと。七八年（養老二）には陰陽博士で四三歳であったことが知られ、後に丹後守になつたが、法を犯して流罪になつてゐる。

木上司 (現在の檜原市付近にあつた長屋王の所領の管理機関) に勤めていた人々の十一月の勤務日数を月末に連絡した木簡。古きのえのつかさ

(城
28-44下)

下付を命じる手紙の木簡もある。いわば長屋王家全体の経営拠点としての役割を果たしていたことがわかる。

(表) 泉幸行仕奉帳内米六升政人

○

(裏) 二口四升 受古万呂 十九日 首末呂 家令 ○

○

長さ一五〇三・幅二三三・厚さ二三 〇一一型式

泉(泉津。今の京都府木津川市木津)に長屋王が移動したときに付き従つた帳内(国家から与えられた従者)らに米を支給した伝票木簡。米六升は今の一升四合。三六〇〇グラム。通常天皇について用いる「幸」(みゆき)の文字を用いる。また、帳内は律令では親王や内親王の従者のことをいい、長屋王の従者は該当しないが、この木簡群では用いられている。どれも「とねり」と呼ばれたのであろう。

68 松の枝の採取要員の呼び出しと油と持参を伝える木簡 (京2-1702)

(表) ○召 採松 根麻呂宮入女益女 右三人進出

(裏) ○又三月四月五月右三月油持衣縫安麻呂参向 ||

家扶 五月十二日鎌足

長さ二二〇三・幅四〇三・厚さ二三 〇一一型式

邸外にあつた家政機関から、松(油を探るためのものか)を探集するために、普段は長屋王邸で働いていた三人の奴婢(ぬめひ)をよう指示した木簡。管入女は木簡729にもみえ、また益女にはIDカードの木簡(II期の木簡23)がある。引き続き裏面には、三月から五月までの足かけ三ヶ月間にわたつて採つた油を、衣縫安麻呂に持たせて届けることが追記されている。三条二坊の邸宅では、食料だけでなく油も保管・管理していたようだ。油の

木簡をよむ⑦

長屋王家木簡にみえる二つの家政機関

長屋王家木簡は、国から与えられる家政機関の活動の実態を示す類例のない史料ですが、実はそこからは二種類の家政機関の活動がうかがえます。一つは二品の親王・内親王に相当するもの(a)、もう一つは三位の貴族に相当するもの(b)です。木簡群の大半を占める伝票木簡を作成するなど、三条二坊の邸宅で活動しているのは三位の貴族の家政機関bの方です。これに対して、aは邸内での活動はうかがえず、三条二坊の邸内の家政機関bに対して食料の進上を命じるなど、邸宅外から木簡によつてさまざまな指示を送つてきてます(第三期の展示では、木簡6669など)。aの家政機関の役人が、一部bの伝票木簡にみえるなど、家政機関どうしの融合もみられます。

長屋王家木簡発見の当初は、aを吉備内親王、b長屋王のものと考えましたが、吉備内親王が一品に昇るのは七二四年(神龜二)のことです、長屋王家木簡当時はまだ三品でした。そこで、aの家政機関の本主についてはさまざまな意見が出されました。現在最も有力なのは、長屋王の父高市皇子の家政機関を、長屋王本人が受け継いだのがaの家政機関であるという説です。そして長屋王が高市皇子から継承したのが、木簡にもみえる「北宮」であると考えなのです。結果的に、aもbも長屋王が運営しているとみるわけです。

ただ、吉備内親王も家政機関を与えられる資格をもつてゐるわけでも、それをどのように理解したらよいのかという問題は残ります。長屋王家木簡の発見は、平城宮木簡の新しい理解を導きましたが、長屋王家木簡を本当に理解するためには、奈良時代後半の別の貴族の家政機関の実態がわかつたらいいな、というのが正直なところです。長屋王家木簡をよく解く作業はこれからも続きます。

豫煮遣絶冊匹之中伊勢絶十四大服煮今卅匹宮在絶十匹并冊匹煮今急々進 御加代山方王

(表) 〇以大命符 牟射 廣足 等 白禱取而進出 玲努若翁御下裳納 辛櫃皆進出
出又林若翁帳内物万呂令持煮遣絶二匹急進出淨味片絶 曾持罷

御禪代帛絶易絶進出又志我山寺都保菜造而遣若反者遣支鏡鈴直彼行
(裏) 〇

御禪代帛絶易絶進出又志我山寺都保菜造而遣若反者遣支鏡鈴直彼行
大御物王子御物食土器无故此急進上 主殿司仕丁令持進上酒司充羽嶋 御
又戸角弓田井百嶋不見 尺又戸角弓田井百嶋不見

五月十七日

家令 家扶

長さ五一五mm・幅四三mm・厚さ四mm ○一一型式

貴人の命令事項を伝える和文書の手紙の木簡。長屋王家木簡の手紙の木簡中でも白眉といつてもよい長大かつ完形の木簡。長屋王邸外にあつた家政機関から牟射・廣足らに宛てて送られていく。思つくままに指示を列記した体裁で、九項目にわたる。

① 橡 (ドングリ) で染めるように送つた 絶四十匹のうち、伊勢産の絶十匹は大御服 (長屋王の服) 用として染めなさい。残り三十匹は、宮 (長屋王邸=北宮) にある十匹と合わせて四十匹にしてを染め、急いで進上しなさい。② 山方王の白いしとね (敷物) を進上しなさい。③ 玲努若翁の御下裳代 (下着にするスカート状の衣服を作るための絶) を収めた辛櫃をみな進上しなさい。④ 林若翁の帳内である物万呂に染めるよう持つて行かせた絶二匹を急いで進上しなさい。きれいで良くて堅いものにするよ。持ち帰つた禪にする帛は絶に代えて進上しなさい。⑤ 志我山寺 (崇福寺) につけほ葉 (どのような野菜かは不詳) を造つて届けるように。若反者 (初物?) は既に送つてある。⑥ 鏡・鈴の代金はそちら (彼) は木簡の宛先を指す。差し出し側の「此」

に対してもう一つで払つておくよう。⑦ 長屋王と王子 (吉備内親王か) が使う食器がないので、急いで進上しなさい。主殿司の仕丁に持たせて、酒司の羽嶋に渡すよう。⑧ 尺戸角弓と田井百嶋がいない。⑨ 巫を呼び出して、こちらによこしなさい。

一通り記載した後、「御」「加」などを行の右側に小さく加筆して、文章を整えている。また、表面の記載は当初二行だったようで、①の命令は、表面一行目の下から四文字目「進」から三行目の「出」に続いて完結していた。つまり、②と③の命令は、後から余白に書き込まれたとみられる。この部分の文字が小さく、また墨色がやや薄いことをご覧いただきたい。

山方王は、長屋王の妹の山形女王、玲努若翁は智努女王で、『万葉集』に円方女王 (彼女も長屋王家木簡に「円方 (形) 若翁」として「みえる」) の死を傷む歌があり (巻二〇、四四七七)、長屋王の娘か。林若翁あるいは長屋王の子で、七四三年 (天平一五) 五月に從五位下に叙された林王か。

